

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律（第3次一括法案）の概要

平成25年4月
内閣府地方分権改革推進室

1. 義務付け・枠付けの見直しの経緯

◇地方公共団体に対する義務付け・枠付け等については、地方分権改革推進委員会の勧告を受けて、対象となる約4千条項目について順次見直しを実施しているところであるが、第3次見直しに係る事項（衆議院解散に伴い、旧第3次一括法案は廃案）及び地方からの提案を受けた第4次見直しに係る事項について、関係法律の整備を行うもの。

- ・第1次見直し－第一次一括法（平成23年4月成立）
・第2次見直し－第二次一括法（平成23年8月成立）
・第3次見直し－旧第3次一括法案（衆議院解散に伴い廃案）
・第4次見直し－「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」（平成25年3月審議決定）

新3次一括法案として閣議決定
(平成25年4月12日)

74法律を一括改正

2. 主な改正内容

（1）第3次見直し関係

通知・届出・報告、公示・公告等

・農用地利用規程の認定に際し公告義務を廃止
・宅地造成工事規制区域の指定の大臣への報告義務を廃止

職員等の資格・定数等

・消防長及び消防署長の資格の条例委任
・私立学校審議会等の委員定数の廃止
・児童福祉審議会、都道府県建築士審査会等の委員定数の上限の廃止

（2）第4次見直し関係

地方からの提案等に係る事項

- ①義務付け・枠付けの見直し
・地方独立行政法人の合併手続の円滑化等
・地方青少年問題協議会の委員資格要件の廃止
・鳥獣保護区における特別保護地区の再指定等に係る環境大臣の協議の届出化
②都道府県から基礎自治体への権限移譲
・高度管理医療機器（コンタクトレンズ等）販売業等の許可等の権限を、保健所設置市及び特別区に移譲
・市街地再開発事業における事業認可権限等を指定都市に移譲

3. 施行期日

- ①直ちに施行できるもの → 公布の日
②政省令等の整備が必要なもの → 公布の日から起算して3月を経過した日
③地方自治体の条例や体制整備が必要なもの → 平成26年4月1日 等